

様式44

令和5年9月1日

三重県知事 一見勝之 殿

医療法人住所 四日市市桜町554番地の3
 医療法人の名称 医療法人 山田内科外科
 理事長 山田 素久
 電話 (059) 326-2066

決 算 届

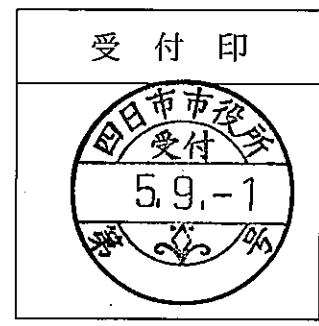
令和4年5月1日から令和5年4月30日までの決算を終了したので、医療法第52条第1項の規定により届出します。

[添付書類]

- 1. 事業報告書
- 2. 財産目録
- 3. 貸借対照表
- 4. 損益計算書
- 5. 監事の監査報告書

[備考]

提出に当たっては、正本、副本（各1部）を提出してください。（医療法施行規則第33条の2第1項）



〔別紙〕

様式1

事業報告書

(自 令和4年 5月 1日 至 令和5年 4月30日)

1 医療法人の概要

- (1) 名称 医療法人 山田内科外科
- ① 財団 社団 (出資持分なし 出資持分あり)
- ② 社会医療法人 特別医療法人 特定医療法人
 出資額限度法人 その他
- ③ 基金制度採用 基金制度不採用
- (2) 事務所の所在地 三重県四日市市桜町554番地の3
- (3) 設立認可年月日 平成 4年11月19日
- (4) 設立登記年月日 平成 4年12月 2日

2 事業の概要

(1) 本来業務 (開設する診療所の業務)

種類	施設の名称	開設場所	許可病床数
診療所	医療法人 山田内科外科	三重県四日市市桜町554番地の3	一般病床 床

(2) 当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項

令和 4年 6月23日 令和3年度決算の決定
 令和 5年 4月30日 令和5年度の事業計画及び収支予算の決定

(3) その他

様式 2

法人名 医療法人 山田内科外科

※医療法人整理番号 0115

所在地 三重県四日市市桜町 5 5 4 番地の 3

財 産 目 録
(令和 5 年 4 月 3 0 日現在)

1. 資 産 額	23,189 千円
2. 負 債 額	11,389 千円
3. 純 資 産 額	11,800 千円

(内 訳)

(単位：千円)

区 分	金 額
A 流 動 資 産	15,327
B 固 定 資 産	7,862
C 資 産 合 計 (A + B)	23,189
D 負 債 合 計	11,389
E 純 資 産 (C - D)	11,800

(注) 財産目録の価額は、貸借対照表の価額と一致すること。

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。

土 地 (□ 法人所有 ■ 賃借 □ 部分的に法人所有 (部分的に賃借))
建 物 (■ 法人所有 □ 賃借 □ 部分的に法人所有 (部分的に賃借))

様式 3 - 2

法人名 医療法人 山田内科外科

※医療法人整理番号 0115

所在地 三重県四日市市桜町 5 5 4 番地の 3

貸 借 対 照 表

(令和 5 年 4 月 3 0 日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
I 流 動 資 産	15,327	I 流 動 負 債	4,390
II 固 定 資 産	7,862	II 固 定 負 債	6,999
1 有 形 固 定 資 産	2,900	負 債 合 計	11,389
2 無 形 固 定 資 産	50	純 資 産 の 部	
3 そ の 他 の 資 産	4,912	科 目	金 額
		I 出 資 金	10,000
		II 積 立 金	1,800
		繰越利益積立金	1,800
		純 資 産 合 計	11,800
資 産 合 計	23,189	負 債 ・ 純 資 産 合 計	23,189

(注) 経過措置医療法人は、純資産の部の基金の科目の代わりに出資金とするとともに、代替基金の科目を削除すること。

様式 4 - 2

法人名 医療法人 山田内科外科

※医療法人整理番号 0115

所在地 三重県四日市市桜町 5 5 4 番地の 3

損 益 計 算 書
(自 令和 4 年 5 月 1 日 至 令和 5 年 4 月 3 0 日)

(単位：千円)

科 目	金 額
I 事業損益	
A 本来業務事業損益	
1 事業収益	57,402
2 事業費用	57,587
本来業務事業損失	△ 185
事業損失	△ 185
II 事業外収益	560
III 事業外費用	109
経常利益	266
IV 特別利益	0
V 特別損失	0
税引前当期純利益	266
法人税等	72
当期純利益	194

- (注) 1. 利益がマイナスとなる場合には、「利益」を「損失」と表示すること。
2. 表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。

様式6

監 事 監 査 報 告 書

医療法人 山田内科外科
理事長 山田 素久 殿

私は、医療法人 山田内科外科の令和4会計年度(令和4年5月1日から令和5年4月30日まで)の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私たちは、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書の監査を実施しました。

記

監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款(寄附行為)に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款(寄附行為)に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款(寄附行為)に違反する重大な事実は認められません。

令和5年 7月28日
医療法人 山田内科外科
監事 山田 素也